

すまいのきずな ～自治会通信～ No.6

令和元年秋号

【発行】公営住宅管理部 都営管理課

1 谷在家(やざいけ)アパート自治会の「特殊詐欺対策」について

今回は、谷在家アパート自治会（足立区）における「特殊詐欺対策」についてご紹介いたします。

お住まいの方から自治会へ、「変な電話がくる」「だまされそうになった」などの相談が寄せられるようになりました。相談をきっかけに、西新井警察署（ふれあいポリス*1）と連携を図り、いくつかのアドバイスをいただきながら、現在、自治会として3つの取組みを行っています。

「特殊詐欺」は、社会的な問題となっており、被害に遭われている方も多いようです。これから紹介する内容を参考のうえ、取り組まれてみてはいかがでしょうか。

***1 ふれあいポリス＝地域のみなさんと、自治体等とのパイプ役となる警察署員**



※谷在家アパートの紹介

足立区の西部に位置し、昭和43年度建設、12棟、578戸の都営住宅です。最寄り駅は日暮里・舎人ライナー谷在家駅（徒歩5分）で、近くには舎人公園、西新井大師もあり、静かな住宅街です。

(1) 警察協力による講習会 *2（過去6回の開催実績）

集会所にて、西新井警察署から講師を招き、特殊詐欺対策の講習会を実施しています。令和元年8月15日の講習会では、「電話」と「はがき」による被害と対策が紹介されました。

- ① 「電話」詐欺の対策では、留守番電話機、自動通話録音機の設置が効果的である。
- ② 裁判や訴訟費用をだまし取る「はがき」詐欺の対策では、「書いてある連絡先に連絡しない」「警察などに一度相談する」

との話がありました。楽しく、わかりやすい講習は好評で、意識を高めてもらうため、定期的な開催をしています。

***2 警察協力による講師派遣については、地域によって派遣の有無が異なりますので、実施を希望する場合は、事前に所轄警察署（防犯課）へ確認してください。（警視庁ふれあいポリスホームページより）**

（自治会長の司会の様子）



（講習会の様子）



(2) 区、警察からの「自動通話録音機」*3 貸出しの取りまとめ

区や警察からの無料貸出しの情報を受けて、定期的なサロン（健康体操サロン開催の様子）の場（健康体操など）を利用し、自治会が「自動通話録音機」の希望者の取りまとめを行いました。

その結果、単身世帯へは自動通話録音機の設置、家族世帯へは留守番電話機の購入をお勧めし、これまで約20台の設置ができました。

*3 自動通話録音機の無料貸出しについては、地域によって制度の有無、運用が異なりますので、事前に各区市町や、所轄警察署にお問い合わせください。



(3) 呼びかけ活動

年末時期に、団地内を西新井警察署（ふれあいポリス）と協力（約10名）して、「詐欺に注意しましょう！」などの呼びかけ活動をしています。なるべく気付いてもらえるよう、のぼり、ジャンパー、告知ボード、拡声器を使用しています。「がんばって！」との声に励まされながら、被害にあわないで欲しいという気持ちで活動しています。

(活動用ジャンパー)



(告知ボード)



★ 自治会長からの一言

(講習会後の自治会役員のみなさん)

私は、「火事が出さない」「孤独死は出さない」このふたつの思いを持って、自治会の活動に取り組んでいます。「この団地に住んでよかった」と思ってもらえるよう、どんなときも笑顔を忘れず、役員（11名）の方といっしょにがんばっていきたくと思っています。また、警察の方や福祉の方との連携や、次の世代に引き継いでもらえるような活動もしていきたいと思っています。



(取材にあたって)

自治会が中心となり、継続した活動や取りまとめを行うことで、お住まいの方との交流を深めている様子が伺えました。みなさんの自治会でも、お住まいの方との交流を深めるため、是非、参考にしてみてください。

最後に、**谷在家アパートの、自治会長、役員をはじめ、みなさんのご協力、ありがとうございました！**

2 共益費徴収事業の募集のお知らせ

東京都では、平成29年度から、希望する団地について共益費の徴収事業を開始しています。この事業は、現在、自治会等で実施している共用部分の管理の一部を、東京都が実施し、その費用を住宅使用料と併せて、共益費として徴収するものです。

ここでは、令和3年4月からの徴収開始に向けた募集についてご案内します。

(1) 実施項目

- ① 共用部分の公共料金の支払い（電気料金、水道料金等）
- ② 共用灯・街路灯の電管球の交換作業
- ③ 草刈り、中低木の刈込・剪定
- ④ 落ち葉の清掃（落葉時期のみ）



公共料金の徴収・支払

(2) 主な申込条件

原則として団地単位での申込みを受け付けます。ただし、団地内に複数の自治会があり、管理範囲が明確に分かれている場合は、自治会単位での申込みも可能です。

また、当該事業への申込みにあたっては、自治会の規約に基づく決議等が必要となります。

(3) 申込受付期間

令和2年3月1日から令和2年6月30日まで

(4) 徴収開始時期

令和3年4月（予定）



草刈り、中低木の刈込・剪定

(5) 募集案内の請求方法

募集案内を希望される場合は、本紙に同封されている希望調査はがきに必要事項を記入のうえ、郵送してください。

郵送により令和2年1月末までに募集案内の送付希望をいただいた自治会等について、令和2年2月以降順次、募集案内を発送します。2月以降に到着した場合には、随時募集案内を発送します。

なお、希望調査はがきの郵送期限は令和2年6月末までとなります。申込みにあたっては、自治会の決議等や提出していただく書類の準備などに時間がかかりますので、希望調査はがきは郵送期限にかかわらず、お早めに投函してください。

すでに共益費徴収を申込済みの自治会等のみなさんへ

* 希望調査はがきの返送は必要ありません。

* 現在の共益費徴収に実施項目の追加等をご希望される場合は、令和2年3月1日から令和2年6月30日までの期間の申込みが必要です。

・共益費徴収事業に関するお問い合わせ先 都営管理課 都営管理推進係 ☎0570-03-0071

3 敷地内における除草剤の取扱いについて

自治会のみなさんには、敷地内の草刈りを行っていただいております。

除草剤の使用については、飛散等により、お住まいのみなさんや近隣のみなさんとのトラブルにもつながりかねないため、お勧めしておりません。

自治会の判断で、やむを得ず除草剤を使用する場合は、お住まいのみなさんで十分にお話し合いのうえ、以下の注意点を参考に飛散防止や安全対策に努めてください。

【主な注意点】

- ① 飛散しにくい除草剤を選びましょう。
- ② 飛散防止（風が無風か弱いとき・時間帯など）に最大限の配慮をしましょう。
- ③ 除草剤はラベルに記載された使用方法や注意事項を守って使用しましょう。
- ④ 事前にお住まいのみなさん、近隣のみなさんへ十分な周知を行いましょう。
- ⑤ 散布中や散布後については、看板による表示などを行い、散布区域に人が立ち入らないよう、安全対策を行いましょう。

4 東京都消費生活総合センターの講座の紹介について

東京都消費生活総合センターでは、都民の方を対象に、消費生活に関する講座を実施しています。みなさんの団地でも、集会所などを利用し、開催してみたいはいかがでしょうか。



「**出前寄席**」 大学の落語研究会や社会人の消費者啓発ボランティアグループが、悪質商法の手口や対処法などを落語、漫才、コントで楽しくわかりやすく伝えます。（1 演目 15～20 分程度）

- (例)
- ・なるほど！これぞ「だまし」のテクニック
 - ・巧みな話術にご用心！劇的リフォーム詐欺
 - ・見破れますか？詐欺の手口のあれやこれ など

出演者への費用が発生します。



「**出前講座**」 地域や職場などの身近な場所に講師を派遣して、さまざまな消費者問題に関する講座を実施しています。

(1 回講座 30 分から 2 時間程度まで希望に応じます。)

- (例 高齢者向け)
- ・高齢者の悪質商法被害防止
 - ・終活（お葬式やお墓についての基礎知識など）
 - ・ネット・スマホ・携帯のトラブル防止 など

自治会は無料です。

・ 講座に関するお問い合わせ先 東京都消費生活総合センター ☎03-3235-4167

<お問い合わせ先>

・ 東京都住宅供給公社 公営住宅管理部 都営管理課 都営管理係

☎ 0570-03-0071 (JKK 東京お客さまセンター) ○営業時間 9 時～18 時 (平日のみ)

*お問い合わせの際は、「すまいのきずなの件」とお申し出ください。

・ 上記電話番号がご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスご利用の方はこちらへ

☎ 03-6279-2652